

平成 25 年 第 4 回

高森町議会臨時会会議録

平成 25 年 10 月 21 日 開会



高 森 町 議 会

1 0 月 2 1 日 (月)

平成25年第4回高森町議会臨時会（第1号）

平成25年10月21日
午後3時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

8番 甲斐正一君

9番 三森義高君

日程第2 会期の決定

月 日	会議の種類	備 考
10月21日（月）	本会議	議案審議・採決

日程第3 議案第56号 高森町営土地改良事業等分担金徴収条例の制定について

日程第4 議案第57号 平成25年度高森町一般会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 宇藤康博君

2番 後藤三治君

3番 興梠壽一君

4番 芹口誓彰君

5番 立山広滋君

6番 森田勝君

7番 田上更生君

8番 甲斐正一君

9番 三森義高君

10番 後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町 長 草村大成君

教 育 長 佐藤増夫君

総務課長 岩下公治君

政策推進課長 甲斐敏文君

健康推進課長 村上源喜君

住民福祉課長 橋本和則君

税務課長	色見 継治 君	農林政策課長	佐藤 武文 君
会計課長	廣木 富八 君	教育委員会事務局長	後藤 正三 君
政策推進課審議員	服部 信一郎 君	健康推進課審議員	沼田 勝之 君
総務課長補佐	東 幸祐 君	健康推進課長補佐	新井 堅太郎 君
住民福祉課長補佐	阿南 一也 君	税務課長補佐	佐藤 幸一 君
農林政策課長補佐	後藤 健一 君	建設課長補佐	松本 満夫 君
教育委員会事務局次長	阿部 恭二 君	総務課財政係長	岩下 徹 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古庄 良一 君	議会事務局庶務係長	丸山 雄平 君
--------	---------	-----------	---------

開会 午後3時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） こんにちは。お待たせをいたしました。

会議に先立ちまして、町長のごあいさつをお願いいたします。

町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 本日は、10月臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公私ともども大変ご多忙のところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、9月の定例会以降につきましては、時期的に考えまして、やはり常に集中豪雨の危険性や心配、不安等々を抱えながらも、お陰様で現時点では災害等による大きな被害もなく、安心しているところではございますが、先日発生いたしました台風26号の影響による大島の豪雨大災害では多くの方の尊い命が失われており、心からお悔やみを申し上げるところでございます。現在、この台風の情報の伝達や、避難指示のあり方など等々について問われているところであるというふうに思っております。本町高森町におきましても、改めてその重要性を認識いたしますとともに、台風27号、28号と続けて発生しており、今後も全職員はもちろん、消防団、そして広域消防、そして地域の皆様方と一体となって、防災とその予防について、対策等について万全に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

さて、イベントや事業関係で申し上げますと、多くのイベント事業等が現在あっている最中ではございますが、定例会以降もですね、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、参加をいただいていることも承知いたしております。お礼を申し上げますとともに、またこれから以降も差し迫っているイベントもございます。ぜひチャンスがあれば、イベントにも参加していただきたいと思っております。

ちなみに、10月4日に、ご承知であると思っておりますが、日本で最も美しい村連合への加盟が決定いたしましたわけでございます。新聞等々も含めまして、それ以前からも広報をやっておりましたので、ご承知だとは思いますが、全国から、この村の連合に入られている有名な町村の町村長様や、いろんな民間企業の社長さん、会長さん等々お越しになって、その中で最終的に決定をいただきましたということをご報告をさせていただきます。

また、今年は特に高スポの主催によるイベント等々の参加数が極めて増えてきているわけでございます。特に先般行われましたウォークラリーの開催のときもそうでございますが、高森町以外からの参加の方がかなり多かったわけでございます。

総勢500名以上の方の参加がありまして、天候にも恵まれ、この高森、そして南阿蘇の自然を満喫していただいたのではないかというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、今後のイベントも目白押しでございますが、昨年、第1回目が行われました阿蘇千年祭の第2回目、若しくは高森町音楽祭、そしてスマイルフェスタ等々が開催予定となっておりますので、改めまして議員の皆さまに対しましても重ねてご理解とご協力をお願いいたします。

今回、臨時会で提案申し上げましたのは、条例1件、補正予算1件でございますが、ご審議の上、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさついたします。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成25年第4回高森町議会臨時会を開会します。

なお、建設課長 工藤英二君、監査事務局長 安方含君から欠席届けがっておりますので報告いたしておきます。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番 甲斐正一君、9番 三森義高君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会は、本日10月21日の1日にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第56号 高森町営土地改良事業等分担金徴収条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第3、議案第56号、高森町営土地改良事業等分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 議案第56号でご提案いたしました、高森町営土地改良事業等分担金徴収条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、本町では、団体営農業農村整備事業として、平成24年度繰越事業の草部地区用水路整備、並びに平成25年度事業の芝原地区ため池改修を実施しております。両事業とも、国費55%、県費15%の補助があり、残り30%については地域の元気臨時交付金の対象となったため、実質的に受益者負担が発生しないことをご案内のとおりでございます。

草部地区用水路整備については、本年度は主に隧道部分の改修であり、地元からは残る部分の整備に対する強い要望もあるため、町といたしましても県に要望しておりましたが、今回、測量設計予算が採択される見通しとなったため、後ほど提案させていただきます補正予算に歳入歳出とも計上させていただいているところでございます。

この事業は、国・県費の補助残については、元気臨時交付金の対象ではなく、また事業の受益者は本町の一部地域に限られることから、地方自治法第224条の規定に基づき、分担金を徴収することといたしました。同法第228条の規定により、分担金等に関する事項に関しましては、条例でこれを定める必要があるため、本条例の制定を提案するものでございます。

また、現在、高森町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例がございますが、土地改良法に基づく事業に限られておりますので、本日提案いたしました条例案では、これ以外の分担金の徴収も可能とする内容といたしております。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号、高森町営土地改良事業等分担金徴収条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号、高森町営土地改良事業等分担金徴収条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第57号 平成25年度高森町一般会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 日程第4、議案第57号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 草村大成君。

- 町長（草村大成君） 議案第57号でご提案いたしました、平成25年度高森町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

まず、事前にお配りしておりました1枚の紙を参考資料として、元気臨時交付金採用事業一覧表により説明をさせていただきます。

地域の元気臨時交付金は、平成24年度の緊急経済対策として配分されるものでございまして、その第一次配分額が示されたことに伴い、本町の採用事業として認められました6,560万円を計上し、単独事業の財源とするものでございます。

また、緊急経済対策という点から、基本的には年度内の事業完了が前提であるため、早期に予算計上し、事業の早期完了を目指すものでございます。

今回の補正は、平成24年度の緊急経済対策として配分される元気臨時交付金の第一次配分額が示されたことに伴い、その先ほど申し上げました元気臨時交付金で行う採用事業対象となる単独事業、そして経済産業省の国の事業となる中心商店街の街路灯制度に対する支援事業、さらに高森光チャンネル自主放送専用スタジオに係る費用等々と、歳入歳出それぞれ4,431万9,000円を追加するものでございます。

それでは、まず4ページをお開きください。

第2表地方債補正でございまして、3番の情報通信基盤整備事業債と5番の過年災害復旧事業債につきましては、事業費の一部に元気臨時交付金を採用することとしまして、起債限度額をそれぞれ減額するものでございます。

また、4番の保育園建設事業債につきましては、当初予算編成後、補助制度の大幅な変更に伴い、町の負担額が増えたことにより、限度額を増額するものでございます。

次に、7ページから歳入についてご説明いたします。

まず、第12款の分担金及び負担金につきましては、現在、平成24年度からの繰越事業として、草部地区用水隧道を整備中ですが、これを除く未整備部分についても7割という高率の補助を受けて整備するもので、今回は測量設計に対する受益者からの分担金を計上するものでございます。

第14款国庫支出金の民生費国庫補助金につきましては、緊急経済対策に伴う色見保育園新築工事の財源として国庫補助を予定しておりましたが、県支出金へと制度が変わりましたことから減額するものでございます。

第15款県支出金の民生費県補助金につきましては、色見保育園の新築工事に伴うもので、補助制度の変更により、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金として計上するものでございます。

農林水産業費県補助金につきましては、草部地区の用水路改修に伴う補助金でございまして、事業費の7割を受け入れるものでございます。

8ページの第18款繰入金につきましては、財源調整のため財政調整基金からの繰り入れを計上いたしました。

第21款町債につきましては、先ほど地方債補正で説明のとおりでございます。

次に、9ページから歳出についてご説明をいたします。

総務費の文書広報費では、高森光チャンネルの開設に向けた自主放送専用のスタジオや、編集等室の整備に必要な経費を計上いたしました。

財産管理費では、施設の老朽化等により、地元からも取り壊しの要望等々が出ておりました野尻総合センターにつきまして、今回の情報通信基盤整備事業に伴うサブセンターを当地に予定されていることから、この機会に土地・建物の譲り受けをお願いしており、不動産鑑定評価委託料と登記費用を計上するものでございます。

企画費では、情報通信基盤整備事業負担金として、5億円の起債を予定しておりましたが、その一部に元金臨時交付金を採用が可能であり、財源の組み換えを行うものでございます。

地域振興費では、九州北部豪雨災害からの復興を期して、阿蘇千年祭が昨年度開かれており、本年度も県からの補助を受けて開催するものでございますが、補助対象ではないステージイベント経費について、町が補助を行うものでございます。なお、この阿蘇千年祭は、過去の千年から、将来の千年につながる草原再生を目指し、元気な阿蘇、そして高森町を強く発信するとともに、循環型社会の構築に貢献することを目的とするもので、本町で開催することの意義が非常に大きいものでござい

ます。

第3款の民生費につきましては、民生委員、児童委員の全国大会参加に必要な経費を追加計上するものでございます。

また、在宅老人福祉事業につきましては、野尻の朋遊館を拠点に、野尻地区を対象とした試験的な取り組みを行うものと、サロン事業では各部落単位で開催されているサロン事業について、大字色見地区を対象として検証し、今後のサロン事業の拡大や充実を図ることを目的とするものでございます。

なお、在宅老人福祉事業とサロン事業につきましては、国が進める地域包括ケアシステムに基づくものであり、今後、町の老人福祉施設について、早急に取り組む必要があることから、試験的に実施するものでございます。

10ページの児童福祉施設費では、色見保育園の新築に伴う管理委託料と工事請負費を追加計上いたしました。先ほども申し上げましたが、補助制度の大幅な変更や交付決定が、今月に入って届いたこと等により、財源調整が難しい部分がありました。中でも、交付決定の大幅な遅れによる年度内竣工がほぼ不可能な状況により、元金臨時交付金採択充当が厳しい状況から、過疎債による起債の増額で対応するものでございます。

なお、追加ではございますが、既に高森町が採択を受けている再生可能エネルギー等導入促進基金事業、さらに先般、議会でも申し上げました特別枠での追加採択となりました避難所における太陽光街路灯事業に続いて、3件目の再生可能エネルギー等導入推進基金事業の採択を目指しておりましたが、高森町としては3件目となる事業採択内定を実現できる目処が立ちまして、新しい色見保育園におきまして、全額補助により太陽光発電システムと蓄電施設の整備が可能となりました。これにより、お隣の色見総合センターの太陽光発電システムの整備とともに、色子地区防災管理の面でも大きな資源になるものと期待するものでございます。

第5款農林水産業費の農業総務費と農業振興費におきましては、本町の新農業プラン策定に要する経費を計上いたしました。高齢化や担い手不足、有害鳥獣の被害の拡大等々、農業を取り巻く情勢は依然として厳しさを増していることでございます。それは、今私が申し上げることではありませんが、現状で議員の皆さまもご理解されているというふうには思っております。このような課題に対して、魅力ある、また安定ある農業を目指すためには、町として将来的な基本構想が必要であります。本町におきましては、現在、高森町総合基本計画の策定作業中でありまして、総合計画との整合性を図る必要性もあることから、本年度中に高森町新農業プランの

策定を行うものでございます。

次の農地費につきましては、先ほど説明いたしました草部地区用水路整備に対する測量設計委託料を計上するものでございます。

11ページの林業振興費につきましては、道路整備交付金を活用して、整備予定の林道下山久保線の親切に伴う用地買収費等を計上いたしております。

第6款の商工費では、高森町商店街安心・安全街路灯整備支援事業を計上いたしました。この事業は商店街が地域の行政機関等からの要請に基づいて実施する地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設、設備の整備を行い、高齢者社会が進展する中、安心・安全に配慮した身近で快適な商店街づくりについて、事業費の3分の2を国が支援するものでございまして、事業主体は高森町街路灯組合となりますことから、残りの3分の1を組合へ補助するものでございます。町といたしましては、事業目的のとおり、これからの商店街の役割として、高齢者への配慮や防災・防犯等を担っていくことがたいへん重要であると考えており、子どもたちが安心して通学でき、災害時に避難する際の避難誘導灯としても、街路灯の整備は必要不可欠であります。また、現在、高齢者の商店街の方々の負担の大幅軽減としても価値が高いと考えております。

さらに、先般、平成25年2月に開かれた子ども議会において、子ども議会の議員、子どもたちのほうから、今後の商店街を危惧している意見や、商店街の重要性、街路灯の必要性が提案されていた経緯もございます。なお、この補助事業は、事業費の3分の2が国からの補助金ということで、全国でたいへん注目を集め、応募数が多かったわけですが、当高森町は希望どおりの採択となりました。今後、このような金額での補助事業が継続されることは未定であり、また現在の高齢化等の商店街の現状や、LED化による効果を考慮しますと、今回が絶好の機会だと考えるものでございます。

第7款土木費の道路新設改良費におきましては、町道永野原・宮原線の路面排水効率性を高めるため、側溝整備に要する委託料及び工事請負費を計上いたしました。また、須坂尺司線につきましては、地域住民の生活経済道路としての利便性や、災害防止対策のための舗装整備事業費を計上いたしております。

12ページの河川総務費では、上色見地区2カ所の河川工事を単県事業として実施していただくことになり、事業費の1割を負担金として計上いたしました。事業内容につきましては、上色見の中原橋の上流における護岸整備事業と、町道天神前原線と前原谷川の交差する河床路及びその周辺護岸整備でございまして、特にこの

河床路付近におきましては、橋梁設置も含めた一体的整備について、平成10年頃以降、15年の長きにわたって地域からの要望が上がっていた箇所であり、また九州北部豪雨災害以降の熱心な要望等も認められ、単県事業としては近年例がないレベルの1億円もの高額な予算配分がなされたものでございます。さらに、本年度は1億円でございますが、来年は追加で1億円の、2年間で総額2億円の予算配分を目指しておりましたが、今後は予算の計上を予定できるところでございますので、来年の1億円の予算計上は確実なところでございます。

第10款災害復旧費の公共土木施設災害復旧費では、町道黒岩大戸ノ口線の法面保護整備事業を計上いたしました。昨年、7.12の阿蘇大水害で、さらに状態が悪くなっていたことではありますが、補助事業採択が困難ということでございまして、一部地盤沈下が見受けられていること、それとそれを放置すること、さらに市野尾集落の方をはじめとして、日常生活に著しく影響を及ぼすこと、またスクールバスの通学路でもあるということの懸念事項がありまして、元気臨時交付金の採用整備で、この災害対策、予防対策というもとで整備させていただくものでございます。

次の公共土木施設九州北部豪雨災害復旧費では、老良原橋の下部工及び護岸整備事業について、財源の一部を元気臨時交付金へと組み換えるものでございます。

最後に、諸支出金につきましては、財源調整のため、財政調整基金からの繰り入れを計上いたしました。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要をご説明いたしました。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第4回高森町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午後3時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成25年第4回臨時会

平成25年10月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生
編集人 高森町議会事務局長 古庄良一
作成 株式会社アクセス
電話 (096) 372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168
電話 (0967) 62-1111